

仙台市遊び場展開事業業務委託 仕様書

1. 目的

本市では、令和7年3月に「仙台市遊びの環境の充実に向けた取組方針」（※1）（以下、「取組方針」という。）を策定し、「都市個性をいかした、こどもの育ちと子育てを支える遊びの環境の充実」をこどもの遊びの環境の充実に向けた基本理念とした。この基本理念を実現するため「プレーパーク活動の推進」、「自然を活用した遊びの充実」、「既存の施設での遊びの充実」、「こどもが楽しめる公園づくり」等を主な取組として位置付けた。

本事業は、市内における屋内外の既存資源にこどもの自由な遊び場（プレーパーク※2）を一時的に設置し、こども達が工夫して遊びを作り出す等、自発的に遊ぶ機会を提供するとともに、親子で一緒に本市の豊かな自然の中でのびのびと遊ぶ機会を提供することで、既存資源の遊び場としての活用や自然の魅力発見に繋げることを目的とする。併せて、プレーパーク活動の啓発、地域等における活動の担い手の発掘、こどもの自由な遊びを引き出すスタッフの育成を行い、市内への普及・展開を図り、取組方針の基本理念であるこどもの遊びの環境の充実を実現させることを目的とする。

なお、仮設する遊び場の利用対象年齢は、概ね幼児から小学生までとする。

※1 仙台市ホームページ 「仙台市遊びの環境の充実に向けた取組方針」を策定しました

<https://www.city.sendai.jp/kosodate-suishin/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/shisaku/torikumihoshin.html>

※2 こどもの安全確保に配慮しながら遊びを導き出すプレーリーダー（※3）が配置され、こどもが工夫して遊びを作り出す等、自発的に自由な遊びを実現できる場をいう。

※3 市区町村、民間団体等が実施する養成講座を受講している者、または、プレーパーク実施時に、こどもの創造性・主体性を引き出すサポートや安全管理など、スタッフ及びこども達を統括する立場での活動実績が3年以上ある者をいう。

2. 業務内容

（1）遊び場の企画運営等

こどもの自発的な遊びの機会を提供する仮設の遊び場を以下の内容で企画・運営すること。

（ア）実施計画の作成

以下の内容を定めた計画を作成すること。

- ・実施会場/時期
- ・実施内容/配置図/会場利用計画
- ・会場設営～運営/撤収に係る人員体制、役割分担

- ・安全管理に係る実施体制（トラブル対応、保険加入等）
- ・荒天時の実施内容又は中止時の対応
- ・広報
- ・その他、会場運営に必要な事項

(イ) 実施内容/実施会場/時期の設定

- ・プレーリーダーを3名以上配置すること。想定参加者数に応じてプレーリーダーの人数を増やすこと。
 - ・各会場の設備に応じ、インクルーシブな遊具やエア遊具の設置、創作遊びや自然遊びの提供など独自性のあるコンテンツや機能を提案すること。
 - ・各会場の設備に応じ、親子で休憩や飲食ができるスペースを設置すること。
 - ・プレーパーク活動等の普及の観点から、下記①～③以外の会場にも展開可能な、汎用性のある遊びを一定程度取り入れること。
 - ・こどもの自由な遊びを実現させるための工夫をすること。
 - ・実施内容の決定にあたっては、出来る限り速やかに（遅くとも実施1か月前までに）施設管理者等と実施内容の協議を行い、使用にあたって必要な手続きを行うこと。
 - ・火や工具を使用する場合は、それに伴う注意事項を参加者に伝えること。
 - ・火を取り扱う際は、あらかじめ消防署への届け出を行うこと。また、近隣住民への説明を行い、十分な理解を得て実施すること。なお、やけど等の怪我にも対応できるような準備を行い、安全に十分注意して行うこと。
 - ・地域住民にプレーパークの目的・内容を理解いただき、協力いただけるように随時丁寧な説明を行うこと。
 - ・こどもを含む来場者へのアンケートを実施し、イベントの感想等を収集すること。アンケートの設問項目や実施方法等については本市と協議すること。アンケートの回答結果は、集計の上、表やグラフを用いて分かりやすく分析すること。集計結果及び分析結果は電子データで本市に納品すること。
 - ・会場については、イベント実施後に原状回復を行うこと。
 - ・実施にあたっては、各会場に従事するスタッフを事前に募集し、打合せ等によりイベント実施にあたり必要な情報の共有を行うこと。
 - ・暑さや雨等への対策を十分に行うこと。
 - ・荒天や関係団体との調整状況等によっては受託者と本市が協議の上、延期できるものとする。
 - ・実施会場、時期、会場ごとの個別の実施内容については、以下のとおりとする。
- ① 西公園（河川敷・多目的広場周辺・プロムナード）（以下、「西公園」という）
- ・令和7年8月9日～令和7年8月31日のうち本市が指定する土日2回の4日

間に実施すること。

- ・河川敷・多目的広場周辺・プロムナードの3エリアを一体的に活用し、それぞれのエリアの特徴に合わせた企画とすること。
- ・参加者の動線に配慮し、各エリアの連携を促進するような人員等の配置を工夫すること。
- ・河川敷については、4日間のうち1日は本市建設局百年の杜推進課が実施する親水イベント※と実施日、内容等について十分調整すること。

※令和6年の実施状況は下記URLを参照

広瀬川自然体験学習

(募集案内) <https://www.hirosegawa-net.com/?p=5799>

(実施報告) <https://www.hirosegawa-net.com/?p=5816>

- ・河川敷、多目的広場周辺については、親と子が一緒に自然遊びを楽しめるよう工夫し、自然の中でのこどもの遊ばせ方を親が楽しく学べるようにすること。
- ・プロムナードについては、屋根付きスペースを活用した遊び、休憩スペースの設置等を行うこと。
- ・荒天によりやむを得ず中止とする場合は、同期間中に予備日を設定し、振替により実施すること。

② 仙台国際センター展示棟

- ・令和7年10月13日(月・祝)に実施すること。
- ・イベント「みんなで子育てフェスタ&健康フォーラム」内での実施とする。イベントの趣旨である「こどもの遊びや体験につながるコンテンツ、親子で楽しめるコンテンツを通じて、本市での子育ての楽しさが感じられる」を踏まえた企画とすること。
- ・イベント会場内の具体の実施場所については、本市が指定する(仙台国際センター展示棟内あるいは展示棟エントランス広場(下段)を想定している。)

③ 小学校体育館または校庭

- ・令和7年度に市内の小学校2校程度で計3回程度実施することを想定している(学校の夏季・冬季休業日を除く)。
- ・具体的な実施校については、本市が学校と調整の上、提示する。
- ・会場となる学校で行う学校施設開放事業※のうち「自由活動開放」の枠にて実施を想定しているが、具体的な日程については学校等との調整により決定する
(※社会体育の普及並びに児童の安全な遊び場の確保のため、学校の校庭や体育館等を学校教育に支障のない範囲で児童、生徒その他一般市民に開放する事業)
- ・参加者は、上記①～②とは異なり、主に当該校の学校区に住む幼児～小学生とする。

- ・当該校の施設開放管理運営委員会と連携して実施すること。また、1回目実施の際にアンケート等を実施し、学校・地域関係者・保護者等の意見やニーズを把握し、2回目の実施内容の充実に努めること。
- ・当該校の学校区内など周辺地域で活動している団体等に積極的に働きかけ、可能な範囲で連携しながら会場の企画運営を行うこと。
- ・地域と連携した運営など事業の継続を視野に、こどもの創造性・主体性を引き出すサポートを行う人材を育成するため、従事にあたって地域住民等を対象とした事前講習を実施すること。

(2) プレーパーク活動等の普及

プレーパーク活動等の市内への普及・展開を図るため、上記①～③に示す各会場において、プレーパーク活動の紹介、はじめ方などを紹介し、声掛けを行うなど啓発に努めること。

(3) 広報

以下の手法で事業の広報を行うこと。

(ア) 事前周知用チラシ

- ・「西公園」での開催広報用と「小学校体育館」での開催広報用を別々に作成すること。
- ・作成部数・配架場所については各会場の参加対象者を考慮の上提案すること。
- ・送料は受託者が負担すること。
- ・残部は本市が指定する場所へ納品すること。
- ・「みんなで子育てフェスタ&健康フォーラム」での開催広報は、同イベントにて作成するチラシでの周知とする。チラシ作成にあたって必要な素材・紹介文等を提供すること。

(イ) WEB サイト・SNS

- ・現代の子育て家庭との親和性の高いWEB サイトや SNS を用いた広報など、効果的な広報施策について、提案、実施すること。

(4) 報告書の作成

実施報告書を作成すること。作成にあたっては、以下の内容を含むこと。

- ・利用者アンケート
- ・自然環境や施設環境など、本事業と類似条件の他会場でもできる条件毎の遊びの提案
- ・人材育成報告書
- ・広報状況が確認できる報告書

- ・各関係団体等との連携状況が確認できる報告書
- ・本業務委託を通じて得た知見を踏まえ、プレーパーク活動等の担い手発掘や育成の手法についての提案
- ・学校における自由活動開放の課題・将来的な他校への展開に向けた提案

3. 成果物

この業務に係る成果物は以下の通りとする。令和8年3月16日までに提出すること

- (1) 実施報告書（紙媒体2部及び電子データ）
- (2) 実施状況記録写真（電子データ）
 - ・プレーパーク実施時の写真を各会場で30枚以上提出すること
 - ・本市報告書やプレーパーク等の広報にて使用する旨、参加者に説明の上、プライバシーに配慮して撮影すること。
- (3) 事前周知用チラシ（紙媒体2部及び電子データ）

4. 委託期間

契約日から令和8年3月16日までとする。

5. 委託料の支払い

- (1) 原則として、受託者から提出される成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、受託者からの請求に基づき業務委託料を支払うものとする。
- (2) 荒天や関係団体との調整状況等によって、一部または全部が中止となった場合には、委託料の支払いについて受託者と本市で協議するものとする。

6. 成果物の帰属及び著作権

成果物および成果物作成のための関係資料（以下、「成果物等」という）に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 受託者は、成果物等にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう）を成果物の引き渡し時に本市へ無償で譲渡する。
- (2) 本市は、当該成果物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変及び公表することができる。
- (3) 受託者は、本市が承諾した場合には、成果物等を使用若しくは複製し、又は当該成果物等の内容を公表することができる。
- (4) 成果物等の制作に際して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (5) 成果品に文献資料を引用する場合は、著作権侵害等の問題を起こさないように、しかるべ

き処理をした上で、その文献、資料等の名称を明記する。

7. その他留意事項

- (1) 受託者は、業務委託を実施するにあたり、本業務の実施に係る受託体制を明確にすることとし、それを記載した書類を本市に提出すること。
- (2) 委託業務の履行に当たり、再委託が必要な場合は、必ず本市の承諾を得ること。ただし、個人情報を取扱う業務に関しての再委託は、特別な事情があると発注者が認めた場合を除き禁止する。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって、随時、本市と連絡調整を行うこと。また、事業の進捗を定期的に本市に報告すること。
- (4) 受託者は、業務に係る苦情・事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な処理をとるとともに、遅滞なく本市に連絡すること。また、苦情・事故等の原因・発生状況及び対応結果について、本市に報告を行うこと。
- (5) 台風等の災害発生時には、プレーパークの開催について、中止とする情報の周知などの対応を行うこと。
- (6) 受託者は、本事業の実施に当たっては、都市公園法、仙台市都市公園条例、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他の関係法令を遵守すること。
- (7) 受託者は、業務の実施に際し、参加者や会場への損害に対応できる賠償責任保険に加入すること。
- (8) 受託者は、「個人情報保護法」、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」及び契約書添付の「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。
※ 「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。
<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokujii/index.html>
※ 「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。
<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>
- (9) この仕様書に定めるもののほか、本業務の進捗状況等により変更等が必要な事項は、別途委託者と受託者が協議して決定する。

個人情報等の取扱いに関する特記仕様書

1 定義

(1) 個人情報

個人情報の保護に関する法律第2条第1項（仙台市議会における業務を委託する場合にあっては、仙台市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第1項）に規定する個人情報をいう。

(2) 死者情報

死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(3) 個人情報等

個人情報及び死者情報を総称していう。

2 個人情報等の適正な取扱い

(1) 個人情報等の取扱い

この契約において、「個人情報等の取扱い」とは、個人情報等に関する収集、記入、編集、加工、修正、更新、検索、入力、蓄積、変換、合算、分析、複写、複製、保管、保存、搬送、伝達、出力、消去、廃棄等の一切の行為をいう。

(2) 個人情報等の適正な取扱いに関する規定の遵守

受注者は、この契約の履行に伴う個人情報等の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律又は仙台市議会の個人情報の保護に関する条例及び仙台市死者情報保護事務取扱要綱の趣旨に則り、業務委託契約書に規定する個人情報等の保護に関する事項を遵守しなければならない。

(3) 個人情報等の取扱いについての再委託の禁止

受注者は、この契約の履行に伴う個人情報等の取扱いについて、再委託をしてはならない。ただし、特別な事情があると発注者が認めた場合はこの限りではない。

(4) 個人情報等の適正な取扱いの確保に関する調査票の遵守

受注者は、発注者に提出した個人情報等の適正な取扱いの確保に関する調査票に記載した事項を遵守しなければならない。

3 個人情報等の取扱いを行う場所及び作業内容

(1) 作業場所及び作業内容

個人情報等の取扱いを行う場所（以下「作業場所」という。）及び作業内容は、別紙「個人情

報等の取扱いに係る作業場所及び作業内容に関する届」のとおりとする。

(2) 届の提出等

受注者は、「個人情報等の取扱いに係る作業場所及び作業内容に関する届」を、個人情報等の取扱いに係る作業の開始前までに発注者に提出しなければならない。

(3) 作業場所等の変更

受注者は、作業場所又は作業内容について変更しようとする場合は、変更の理由を付して発注者に書面で申し入れ、変更後の作業場所又は作業内容について、発注者による事前の調査及び承認を受けなければならない。

なお、作業場所の変更には、別の場所への切替えのほか、区画、部屋等の仕切りの変更、設備の改造等を含む。

4 個人情報等の取扱いに係る体制

(1) 管理監督者

① 管理監督者とは、個人情報等保護責任者及び、作業責任者をいう。

② 個人情報等の取扱いに係る作業の管理監督者は、別紙「個人情報等の取扱いに係る管理監督者に関する届」(以下「管理監督者届」という。)のとおりとする。

(2) 作業従事者

個人情報等の取扱いに係る作業従事者は、別紙「個人情報等の取扱いに係る作業従事者に関する届」(以下「作業従事者届」という。)のとおりとする。

(3) 誓約書

受注者は、管理監督者及び作業従事者に対して、個人情報等の取扱いに関する遵守事項を周知し、社内において、個人情報等の適正な取扱いに関して誓約書に押印させ、提出させなければならない。

(4) 届等の提出等

受注者は、管理監督者届、作業従事者届及び誓約書の写しを、個人情報等の取扱いに係る作業の開始前までに発注者に提出しなければならない。

(5) 管理監督者又は作業従事者に関する変更等

① 受注者は、管理監督者又は作業従事者について変更し、追加し、又は減少させようとする場合は、変更等の理由を付して発注者に書面で申し入れ、管理監督者又は作業従事者の変更等について、発注者の事前の承認を受けなければならない。

管理監督者又は作業従事者に関する事項(役職、氏名、経歴、資格、作業内容、所属、身分

その他個人情報等の保護に関して重要な事項)について変更しようとする場合も同様とする。

- ② ①による管理監督者又は作業従事者の変更等に当たっては、申入れの書面に、変更後の管理監督者届、作業従事者届及び誓約書（誓約書については、変更又は追加された管理監督者又は作業従事者の分に限る。）を添付しなければならない。

（６）第三者による個人情報等の取扱いの禁止等

- ① 受注者は、（４）の届に記載した者又は（５）の発注者の承認を受けた者以外の個人及び法人その他の団体（以下「第三者」という。）に、個人情報等の取扱いを行わせてはならない。
- ② 受注者は、この契約の履行において、第三者に個人情報等の取扱いを行わせる必要があると判断するときは、その理由を付して発注者に書面で申し入れ、当該第三者による個人情報等の取扱いについて、発注者の事前の承認を受けなければならない。

５ 個人情報等の受渡し、搬送

（１）個人情報等の受渡し

- ① 受注者は、個人情報等の受渡し（納品、貸与品の返却に伴うものを含む。以下同じ。）について、その日時、場所、担当者、内容、数量等の必要な事項を計画として定め、当該計画を記載した書面を発注者に提出しなければならない。
- ② 発注者及び受注者は、現に個人情報等の受渡しを行う場合には、その日時、場所、担当者、内容、数量等の必要な事項について記録した書面を作成し、受渡し完了後に発注者と受注者双方の署名、押印等をもって確認するものとする。

（２）個人情報等の搬送

- ① 受注者は、個人情報等の搬送について、その日時、経路、担当者、荷物の梱包状況、使用車両、交通手段等の必要な事項を計画として定め、当該計画を記載した書面を発注者に提出しなければならない。
- ② 発注者及び受注者は、現に個人情報等の搬送を行う場合には、その日時、経路、担当者、荷物の梱包状況、使用車両、交通手段等の必要な事項について記録した書面を作成し、搬送完了後に発注者と受注者双方の署名、押印等をもって確認するものとする。

（３）計画の変更等

受注者は、個人情報等の受渡し及び搬送に関する計画を変更しようとする場合は、変更後の計画を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

（４）計画を記載した書面等の統合

個人情報等の受渡し及び搬送に関する計画を記載した書面（変更に係るものを含む。）及び現に個人情報等の受渡し及び搬送を行う場合の記録の書面は、発注者と受注者の協議により、これらの書面の全部若しくは一部又はこの契約の履行に係る他の書面と統合して作成し、使用することができる。

6 個人情報等の保護に関する計画

(1) 人的、物理的及び技術的な保護に関する措置の計画

受注者は、個人情報等の取扱いにあたっての人的、物理的及び技術的な保護に関する以下の措置について具体的な計画を定め、当該計画を記載した書面を発注者に提出し、事前に発注者の承認を受けなければならない。

- ・個人情報等の保護、適正な取扱いに関する遵守事項の周知（周知文の配付、掲示等）
- ・個人情報等の保護に関する研修等の実施
- ・管理監督者の作業への立会い・監督等の体制の整備（管理監督者の人数、立会い時間、作業の開始・終了、休憩時間の監督体制等）
- ・作業場所等における管理監督者及び作業従事者の表示（名簿の作成、掲示等）
- ・管理監督者、作業従事者、訪問者等第三者の識別（識別票の携行、名札の着用等）
- ・作業場所で行っている者の把握（出欠の表示等）
- ・作業分担の周知・確認（作業分担表の作成、掲示、配付等）
- ・作業従事者の入替わり・交代の手順（入替わり・交代に要する時間、業務の引継ぎ・確認等）
- ・作業場所への出入の管理（守衛、IDカード等による入室権限の確認等）
- ・作業場所の施錠の管理（施錠者・開錠者の指定、鍵の保管方法等）
- ・作業に使用する機器類（主にパソコン、外付けドライブ等の情報機器等）の限定・特定（種類・性能、台数等の確認、複数業務の同時並行処理の禁止等）
- ・持込み・持出し品等の管理（出入者、許可者、日時、目的、持出し・持込み物品の記録等）
- ・個人情報等の保管方法（耐火保管庫の設置・利用、保管庫の鍵の管理等）
- ・個人情報等の管理方法（保管場所からの持出し、返却方法等）
- ・個人情報等の不正な複製、複写等の防止（持ち運び型の電磁的記録媒体への記録・複製の権限管理、紙媒体の複写の権限管理等）
- ・防犯（守衛による巡視、機械による監視等）
- ・防火（防火責任者の指定等）
- ・物品紛失、盗難等の防止（端末等のワイヤー固定、外部記録媒体等の物品の数量管理等）
- ・個人情報等への不正なアクセスの防止（ID・パスワードによる権限確認、アクセス記録の作成・保管、ネットワークからの独立等）
- ・個人情報等の送信防止（電子メール等による個人情報等の送信の防止等）
- ・個人情報等の改ざん・破壊・漏えい等の防止（ウィルスチェックの実施、作業機器への不要なソフトウェアの導入禁止等）
- ・事故・障害による被害の拡大防止（バックアップの適切な取得、バックアップの保管方法、補助電源の設置等）
- ・事故・障害発生時の緊急連絡体制の整備（発注者・受注者・その他の関係者等の連絡網の作成、周知等）
- ・作業状況の報告（作業日報の作成、定期的又は発注者の要求に応じた作業状況の報告等）
- ・作業上不要な情報の消去、廃棄等（消去・廃棄方法の指定とその確認・記録等）
- ・契約の終了・解除又は発注者の指示による貸与品の返却、成果品の納品、複写物等の消去・廃棄等（返却・納品・消去・廃棄方法の指定とその確認・記録等）

(2) 受注者の工夫等

- ① (1) の措置の事項は例示であって、受注者が、この契約の履行にあたり特に必要とされる措置又は受注者の工夫による保護の措置について計画することを妨げない。
- ② 受注者は、(1) の措置について、これらを複合的に実施し、個人情報等の保護をより確実なものとしなければならない。

(3) 計画の変更等

受注者は、個人情報等の保護に関する計画を変更しようとする場合は、変更後の計画を記載した書面を発注者に提出し、事前に発注者の承認を受けなければならない。

(4) 計画の是正等

- ① 発注者は、受注者の提出した計画を記載した書面（変更に係るものを含む。）について、個人情報等の保護に関する措置として不十分な点があると認めるときは、受注者に是正を求めることができる。
- ② 受注者は、発注者による是正の要求に対して、速やかに対応しなければならない。

7 立会い、実地調査等

(1) 作業への立会い

- ① 受注者は、この契約の履行に係る個人情報等の取扱いの作業について、発注者が立会いを求める場合は、これを拒否してはならない。
ただし、受注者自身の情報保護措置に支障をきたす等の正当な理由がある場合は、その理由を明示して、発注者の立会いを拒否することができる。
- ② 発注者は、①のただし書きにより、作業への立会いを拒否された場合は、受注者に対して作業状況の報告を求めることができる。

(2) 個人情報等の取扱いに関する調査

- ① 発注者は、この契約の履行に係る個人情報等の取扱いの状況について、受注者の作業場所その他の施設について、定期又は不定期に調査を行うことができる。
この契約が終了し、又は解除された場合においては、この契約の履行に係る個人情報等の取扱いに関する事項に限り、受注者に対して調査を行うことができる。
- ② 受注者は、①の調査を拒否してはならない。
ただし、受注者自身の情報保護措置に支障をきたす等の正当な理由がある場合は、その理由を明示するとともに、この契約の履行に係る個人情報等の取扱いが適正であることを証明したときに限り、発注者の調査を拒否できる。

(3) 個人情報等の取扱いに関する改善指導

- ① 発注者は、(2) に規定する調査により、受注者の個人情報等の取扱いに不適切な点を認めた

ときは、受注者に対して、必要な是正措置をとるべきことを請求することができる。

②受注者は、発注者による是正措置の請求に対して、速やかに対応しなければならない。